特定施設等の構造変更等の主旨

１　変更の理由

２　変更部分の概要（箇条書で記入すること。）

**記入上の留意点**

１　水質汚濁防止法第７条の規定に基づく特定施設の構造等変更届出を提出するのは、次の事項を変更する場合である。

1. 特定施設の構造
2. 特定施設の使用の方法
3. 特定施設から排出される汚水又は廃液の処理方法
4. 排出水の汚染状態及び量その他総理府令で定める事項

（昭和46年６月19日　総理府通商産業省令第２号第５条）

例：特定施設、汚水処理施設の構造を変更する場合、新たに汚水処理施設を設置する場合、汚水等の処理系統に変更がある場合

２　変更部分については、変更前後を対照した平面図と構造図（概要図）を添付し、変更部分が明確に分かるように色鉛筆等で記入すること。